



小規模事業者限定 事業承継支援



フォローしてね

令和7年4月1日から申請受付開始

※ただし受付は先着順となり、予算に達し次第終了します。
※予算満了後も取下げ等により、追加で募集する可能性があります。
募集の際は「X」にてお知らせいたしますので、ぜひフォローをお願いいたします。

台東区で10年以上事業を営み5年以内に事業承継を

行う予定の小規模事業者に、下記 ① ② の支援をいたします。

① 「事業承継計画」の策定を専門家が支援

事業承継計画とは？

将来にわたって営業を継続し、後継者に引継いでいくために必要な方針、取組み、実施スケジュール等を記載した計画書のことです。

どうやって作成するの？

専門家と4～5回の面談を実施の上、作成します！

② 策定した「事業承継計画」に基づいて、生産力・販売力・集客力向上のための店舗改修や設備の購入等をしたときに経費の一部を助成

助成限度額

100

万円

助成率

助成対象経費の

1/2 以内

※商店街に加入している事業者は2/3以内

助成対象経費

設備費

必要な設備・備品の購入費、修繕費など

工事費

店舗の設計費、店舗デザイン費、工事費、改修費、修繕費など

【留意点】

※消費税は対象外です。 ※リボ払いでのお支払いは対象外です。
※事業承継計画認定後、計画に基づいて実行・支払いをした経費が対象です。

対象者

以下①～⑦すべてに該当する区内小規模事業者が対象です。

- ①中小企業基本法に規定する小規模企業者（製造業は従業員20人以下。卸売業・小売業・サービス業は従業員5人以下）※従業員とは、「予め解雇の予告を必要とする者」をいいます。
- ②区内に本社（法人は登記上の本店所在地、個人事業主は主たる事業所）があること。
- ③台東区に本社を置いた日から起算して、区内で10年以上事業を営んでいる。
- ④概ね5年以内に事業承継を行い、区内で事業を継続する意向がある。
- ⑤大企業が経営に実質的に参画していない者
- ⑥納付すべき法人税（所得税）、事業税および住民税を完納している。
許認可を必要とする業種にあっては、その許認可を受けている。
- ⑦暴力団関係者が経営に関与しない事業者／風俗営業等を営む事業者でない者



支援申請書類(★1)

	法人	個人事業主			
1	登記簿謄本の写し ・台東区に本店登記がされているもの ・発行後3か月以内のもの	開業届の写し ・台東区に本拠地があるもの			
2	直近2期分の決算報告書の写し(下記①～③) ①貸借対照表 ②損益計算書 ③販売費および一般管理費 ※領収書・確定申告書不可	直近2期分の下記①および②の写し ①確定申告書(第一表のみ) ②青色申告書(貸借対照表・損益計算書の部分のみ) または 白色申告書(収支内訳書の部分のみ)			
3	下記①または② ①直近の法人税の納税証明書(その1) *税務署で取得 ②直近の法人事業税の納税証明書 *都税事務所で取得	下記①または② ①直近の所得税の納税証明書(その1) *税務署で取得 ②直近の個人事業税の納税証明書 *都税事務所で取得			
4	会社・事業の概要がわかるもの(お店のチラシ、商品のカタログなど)				
5	<table border="0"> <tr> <td> 所定申請用紙 ・支援申請書 ・申請前確認リスト </td> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td>事業団WEBサイトからダウンロード</td> </tr> </table>		所定申請用紙 ・支援申請書 ・申請前確認リスト	}	事業団WEBサイトからダウンロード
所定申請用紙 ・支援申請書 ・申請前確認リスト	}	事業団WEBサイトからダウンロード			
6	<商店街に加入している事業者のみ> 商店街に加入していることが証明できるもの (商店街名簿、商店街等代表者の確認書、商店街振興組合の領収書など)				

計画認定申請書類(★2)

1	小規模事業者事業承継 計画書(第3号様式)	}	事業団WEBサイトからダウンロード
2	小規模事業者事業承継 計画策定完了報告(第7号様式)		

留意点

- ・国や都など、他機関が実施している同種の助成事業と重複して助成を受けることはできません。
- ・親会社・子会社・グループ企業等関連会社との取引は対象となりません。
- ・事業終了後に状況等をお聴きするため、事業団職員又は中小企業診断士が事業所へお伺いする場合がございます。(事前に日程調整させていただきます。)

お問合せ先

(公財) 台東区産業振興事業団 経営支援課 企業・人材育成担当

〒111-0056 台東区小島2-9-18 台東区中小企業振興センター内

受付時間: 月曜日～金曜日(祝日・年末年始除く) 8時30分～17時00分

URL: <https://taito-sangyo.jp/>

TEL: 03-5829-4124

FAX: 03-5829-4127

